

小田原市監査委員公表第1号
平成28年1月5日

小田原市監査委員	岡本重治
小田原市監査委員	井上久嘉
小田原市監査委員	鈴木紀雄

定期監査（ ）の結果公表

地方自治法第199条第4項の規定に基づき執行した監査について、
同条第9項の規定により、その結果を公表する。

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査の期間

平成27年9月17日から平成27年12月25日まで

3 監査対象部課等

検査室、企画部（企画政策課・情報システム課）、総務部（管財契約課）、市民部（地域政策課）、防災部（防災対策課）、福祉健康部（高齢介護課）、こども青少年部（保育課）、経済部（観光課）、水道局（営業課・給水課・工務課・水質管理課）、市議会事務局（議会総務課）

4 監査の対象

主として平成27年度の8月末日までの収入・支出等の財務事務の執行

5 監査の方法

各対象課等から関係書類の提出を求め、書類を審査するとともに関係職員から事情聴取を行った。

6 監査の結果

財務事務について

収入・支出等については、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務において以下のとおり指摘又は要望すべき事項が見受けられた。

ア 収入事務

- ・行政財産の目的外使用料の納付期限について、条例で定める範囲を超えて設定していたものや設定していないものが見受けられた。（保育課・営業課）
- ・一括して調定された城址公園こども遊園地遊器具使用料について、入金額より少ない金額で調定されていた。（観光課）

イ 支出・契約事務

- ・契約書の消費税及び地方消費税の額の記載欄に、誤った金額が記載されているものが見受けられた。（観光課、高齢介護課）
- ・保守点検の業務内容にそぐわない約款で契約書が作成されていた。（保育課）

ウ 財産管理事務

- ・行政財産の目的外使用許可において、使用料の算定などが明記されていなかった。（管財契約課）
- ・行政財産の目的外使用料の減免が通達で定められた部長ではなく課長で決裁されていた。（地域政策課）
- ・施設管理の所管換えにおいて、規則で定める財産の引継ぎが、行われていなかった。（高齢介護課）

・ 備品台帳への登載について

購入した備品については、備品台帳に登載することで、その所在を明確にできると、また、決算時における財産に関する調書の信頼性を確保するため、従前から着目してきたところであるが、登載漏れの事例が繰り返し見受けられており、この度の定期監査においても同様の状況であった。

このような台帳の登載漏れを防止する方法として、他市では備品購入の代金の支払い時に、所管課が台帳へ登載したことを証明する書類を支出命令書類に添付させている事例もある。

本市においても、確実に台帳登載が確認できる手段を検討して、適切な備品管理事務に努められたい。